

令和4年4月18日
米代東部森林管理署
鹿角市

鹿角市八幡平地区の国有林への入林禁止措置について
(お知らせ)

仙北市田沢湖玉川地区の国有林では、平成29年・30年に、ツキノワグマによるとみられる被害によりお亡くなりになるという事故が発生しております。

このため、米代東部森林管理署及び鹿角市では、今般の深刻な被害状況を踏まえ、秋田県や警察等の関係機関と検討・調整した結果、昨年を引き続き、この春の雪解けから秋の降雪までの期間、仙北市の境界から澄川地熱発電所入口付近まで国有林への入林を禁止することと致しました。

具体的には、国道341号線沿いの駐車スペースに関係機関と連携し、入林禁止の旨の表示をするなど、当該地区へ入林を禁止する措置をとることとしましたので、ご理解、ご協力をお願い致します。

山菜採りなどで入林を予定されていた皆さまにはご迷惑をお掛け致しますが、痛ましい事故を踏まえての措置となりますことについてご理解の程よろしくお願い致します。

(お問合せ先)

米代東部森林管理署 次長 松浦

0186-50-6130 (代表)

鹿角市農地林務課森林経営管理班 班長 関

0186-30-0264